別紙-仕様書 -2

京都ライトハウス「新船岡寮(仮称)」に係る情報設備について

（１）特記事項

１）優先順位

　・本設備の実施に当っての指示等の優先順位は以下による。

1. 法人の担当職員
2. 別途工事の実施に際して行われる監督職員の指示事項
3. 本調達に対して行われる別途工事の請負者の要望事項のうち、上記で採択のあった指示事項
4. 本仕様書を含む実施に当っての関係図書
5. 実施に当って関連する日本建築家協会等の定める仕様書の該当項目

２）提出図書等

　・完成図

　・その他必要とされる取扱い説明等の図書

３）定例打合せ会議

　・京都ライトハウス新船岡寮（仮称）整備工事で実施する定例の工程会議に、上記、優先順位による指示のもと、必要に応じ出席して調整を行うものとする。

４）他工事との取り合い等

　・別途実施している、京都ライトハウス新船岡寮（仮称）整備工事　ただし電気設備工事（以下「別途工事」という。）と調整、整合をして行うこと。

　　　・別途工事の設計図書に記載の他、本設備の仕様は以下の各項目による。

・別途工事の設計図書は、必要な範囲内で認められるものを交付する場合がある。

５）契約の履行保証

　・本業務について、履行保証を付すこと。

（２）実施内容

・以下の各項目は基本的な構成等を示し、詳細は実施段階で協議のうえ決定する。

（参考）

　　１）区分など

　　　・別途工事で設置する、建物内の情報設備関係の配管配線等の設備と一体となって機能する情報設備のうち、プロバイダの選定、関連する機器設備（外部サーバー機器及び個別機器を含む）を除き適用する。

　　　・設置位置、数量等は別途工事による。ただし、本仕様による変動がある場合は、本仕様による内容を優先し、別途工事と調整のうえ履行する。

・情報設備の施工区分は以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 内容 | |
| 別途工事 | 情報機器 | 有線LAN設備の配管、配線、入線、接続端子、引込柱、ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ、端子、引込負担金等  無線LAN設備のアンテナ設備への配管、配線、入線 |
| 本仕様 | 情報機器 | 有線LAN設備、無線LAN設備、同アンテナ設備等 |

　　２）LAN設備

　・アクセスポイントは別図のとおり

　・BUFFALO WAPS-AG300H同等品程度以上とする

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 無線LAN  ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ部 | ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ | 2.4GHz及び5GHz切り替え通信 |
| 準拠規格 | IEEE802.11ｎ、IEEE802.11a、IEEE802.11g、IEEE802.11b |
| ﾃﾞｰﾀ転送速度（規格値） | 最大300Mbps（IEEE802.11） |
| ｾｷｭﾘﾃｲ | WPA2-PSK（AES/TKIP）、WPA-PSK（AES/TKIP）、WPA/WPA2mixedPSK、WEP（128/64bit）、WPA-EAP、Any接続拒否 |
| ﾘﾋﾟｰﾀｰ機能（WDS） | 対応（最大6台） |
| 有線LAN  ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ部 | 準拠規格 | IEEE802.3ab（1000BASE-T）、IEEE802.3U（100BASE-TX）、IEEE802.3（10BASE-T） |
| 伝送方式 | 1000BASE-T（8B1Q4/PAM5）、100BASE-TX（4B5B/MLT-3）、10BASE-T（ﾏﾝﾁｪｽﾀｰｺｰﾃﾞｨﾝｸﾞ） |
| ﾃﾞｰﾀ転送速度（規格値） | 10M/100M/1000Mbps（ｵｰﾄｾﾝｽ）、10Mbps固定、100M固定、1000Mbps固定 |
| 付属品 | | 壁掛け金具、壁取付け用ビス |

３）ハブ設備

・別途工事による。

（３）その他

　　・保証については、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に定める瑕疵担保事項に順じて扱うものとし、標準契約書第27条（瑕疵の担保）第3項に定める建築設備の機器に準じ、引渡しの日から1年間の担保保証に準じるものとする。

　　・ただし、補修用機材の確保については、概ね5年間程度のサービスに応えられる機器選定を基準とすること。

　　・別に採用を予定している「介護支援プログラム」にも対応できる機能を有するルーターを設置するものとし、予定ルーターは、YAMAHA RTX-1200同等品以上とする。

以上